

第7期	第7期中間見直し
<p>7 管理栄養士・栄養士</p> <p>【現 状】</p> <p>(1) 本県の病院における栄養業務従事者総数（平成29年3月現在）は1,575人であり、その内訳は、管理栄養士1,105人、栄養士470人である。 <u>一方、市町における栄養業務従事者数は、平成29年5月現在、政令市等4市66人、それ以外の37市町112人である。</u></p> <p>(2) <u>保健所設置市を除く市町における管理栄養士・栄養士の配置率は100%であり、全国平均88.1%（平成29年5月現在）を上回っている。</u></p> <p>【課 題】</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>【推進方策】</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>8 歯科衛生士</p> <p>【現 状】</p> <p>(1) 本県の業務従事者届出による平成28年末の歯科衛生士の就業数は5,354人であり、平成22年末の4,255人から<u>25.8%増加し、国の増加率20.0%と比較すると高くなっている。</u>就業場所別割合では、平成28年末では病院が<u>4.6%</u>、診療所が<u>92.3%</u>となっている。 歯科医療機関において歯科衛生士が業務に従事する形態が一般的な歯科医療サービスの供給体制となっている。 全国との比較では、本県の人口10万対就業数は<u>97.0人</u>となっており、全国値(人口10万対<u>97.6人</u>)と比べてやや少ない。</p> <p>(2) 県及び保健所設置市で歯科保健業務に従事している歯科衛生士は平成28年4月末で<u>22人</u>、また、保健所設置市以外市町村では<u>11人</u>が配置されている。</p> <p>(3) 県内の養成機関は<u>4校</u>あり、養成定員は<u>230人</u>である。</p> <p>【課 題】</p> <p>(1) 本県の歯科衛生士の人口10万対就業数は、<u>全国値よりやや少なく、引き続き離職防止・復職支援の促進を図る必要がある。</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 高齢社会に直面し、歯科疾患予防あるいは口腔機能の保持増進の重要性が<u>増加する</u>とともに、今後さらに多様化する歯科保健医療のニーズに対応するため、予防と治療が一体となった歯科保健医療や、生涯を通じた歯や口の健康づくりに対応できる歯科衛生士の養成や、資質の向上が必要である。</p>	<p>7 管理栄養士・栄養士</p> <p>【現 状】</p> <p>(1) 本県の病院における栄養業務従事者総数（平成29年3月現在）は1,575人であり、その内訳は、管理栄養士1,105人、栄養士470人である。 (2) 市町における栄養業務従事者数は、<u>令和2年6月現在、保健所設置市5市73人、その他36市町115人</u>である。配置率は100%であり、全国平均<u>89.5%</u>（令和元年6月現在）を上回っている。</p> <p>【課 題】</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>【推進方策】</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>8 歯科衛生士</p> <p>【現 状】</p> <p>(1) 本県の業務従事者届出による平成30年末の歯科衛生士の就業数は<u>5,954人</u>であり、平成22年末の4,255人から<u>39.9%増加し、国の増加率28.5%と比較すると高くなっている。</u>就業場所別割合では、平成30年末では病院が<u>4.2%</u>、診療所が<u>93.0%</u>となっている。 歯科医療機関において歯科衛生士が業務に従事する形態が一般的な歯科医療サービスの供給体制となっている。 全国との比較では、本県の人口10万対就業数は<u>108.6人</u>となっており、全国値(人口10万対<u>104.9人</u>)とほぼ同数である。</p> <p>(2) 県及び保健所設置市で歯科保健業務に従事している歯科衛生士は平成30年3月末で<u>24人</u>、また、保健所設置市以外市町村では<u>15人</u>が配置されている。</p> <p>(3) 県内の養成機関は<u>5校</u>あり、養成定員は<u>300人</u>である。</p> <p>【課 題】</p> <p>(1) 本県の歯科衛生士の人口10万対就業数は、<u>全国並であるが、予防歯科の普及や地域における在宅歯科医療、誤嚥性肺炎予防、オーラルフレイル予防等での需要が高まっていることから、引き続き離職防止・復職支援の促進を図る必要がある。</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 高齢社会に直面し、歯科疾患予防あるいは口腔機能の保持増進の重要性が高まるとともに、今後さらに多様化する歯科保健医療のニーズに対応するため、予防と治療が一体となった歯科保健医療や、生涯を通じた歯や口の健康づくりに対応できる歯科衛生士の養成や、資質の向上が必要である。</p>

【推進方策】

(1)・(2) 省略

(3) 歯科保健医療のニーズに対応するため研修を実施し、資質の向上を図る。(関係団体、県)

【推進方策】

(1)・(2) 省略

(3) 誤嚥性肺炎やオーラルフレイル予防など、地域の歯科保健医療ニーズに応じた専門的人材の育成とともに資質向上を図る。(関係団体、県)

(4) 歯科保健体制の整備に向けて、歯科衛生士未配置市町への配置を促進するために、歯科衛生士バンクを設置と積極的な活用を推進する。(関係団体、県、市)